地方交付税の総額確保等

【提案・要望】

○　地方財源不足額の解消のため、地方交付税の法定率引上げを要望。

○　国税収入の上振れ等により、年度途中に地方交付税の財源が増加した場合における、地方交付税の追加交付を要望。

【成果】

○　平成27年度に、景気変動に左右されやすい法人税の法定率を引き下げる一方で、比較的安定的な所得税の法定率が引き上げられた。

（参考）法定率の見直し状況（平成27年度）

	所得税	法人税	消費税	酒税	たばこ税	地方法人税
見直し前	32.0%	34.0%	22.3%	32%	25%	100%
見直し後	33.1%	33.1%	22.3%	50%	―	100%

○　令和６年度の当初交付額は以下のとおり。

当初交付額　64,723百万円

追加交付額　6,648百万円

合　計　71,371百万円

【担当課（室）】

行財政局　財政室（TEL075-222-3288）

公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

【提案・要望】

○　「公共施設等適正管理推進事業債（公適債）」について、長期的な視点で、計画的な対策が進められるよう、恒久的な措置としたうえで、公共施設だけでなく、公用施設、社会基盤施設も含めた全体の適正管理・適正配置を更に促進するため、制度要件を大幅に緩和するよう求める。

【成果】

○　対象事業（脱炭素化事業等）を拡充したうえで、事業期間が５年間延長された（令和８年度まで）。

＜参考＞本市における活用状況

事業名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
集約化・複合化	6.0 億円	11.1 億円	33.7 億円	68.3 億円
長寿命化	5.9 億円	9.8 億円	17.8 億円	19.6 億円
市町村役場機能緊急保全	2.5 億円	7.4 億円	20.7 億円	60.1 億円
ユニバーサルデザイン化	－	－	－	0.2 億円
除却	0.6 億円	1.6 億円	0.7 億円	1.7 億円

※　令和６年度は当初（二次編成後）予算額

【担当課（室）】

行財政局　財政室（TEL075-222-3288）

ふるさと納税

【提案・要望】

○　返礼品競争改善に向けた総務大臣通知の徹底

【成果】

○　加熱する返礼品競争を受け、制度本来の趣旨に沿った制度とするため、寄附金の募集の適正な実施、返礼品を寄附金の額の３割以下とすること、返礼品は地場産品とすることなどを趣旨とした地方税法の改正が行われた（平成 31 年３月）。

【担当課（室）】

行財政局　総務部　総務課（TEL075-222-3044）

道府県から指定都市に対する個人住民税所得割の税源移譲

【提案・要望】

○　指定都市が「事務配分の特例」として、道府県に代わり行っている事務に対応した大都市税源の拡充強化を要望

【成果】

○　県費負担教職員の給与負担事務が、道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、平成30年度分以後の個人住民税について、道府県から指定都市に個人住民税所得割２％の税源移譲の実施が決定（平成29年度は府税交付金で措置）。

【担当課（室）】

行財政局　税務部　税制課（TEL075-213-5200）

（参考）個人住民税所得割の税率の改正

	改　正　前	改　正　後
道府県民税	４％	２％
市民税	６％	８％

市バス・地下鉄事業に対する支援、財政措置の拡充

【提案・要望】

○　市バス・地下鉄を将来にわたって安定的に運営していくための支援、財政措置の拡充を要望。

【成果】

○　一般会計からの支援や費用負担の平準化を図るための仕組みの拡充（主なもの）

・　令和５年 12 月に地下鉄事業資本費平準化債の発行対象が拡充されることが示された※1。これにより発行可能額が増加する見込みで、後年度の財政負担が平準化される。

※１　建設企業債に係る元金償還額と減価償却費の差額を対象として発行が認められていたが、制度拡充により、「過去に発行した平準化債に係る元金償還額」も発行の対象となり、発行可能額が増加

・　令和５年 12 月に資金不足が生じている交通事業を対象に、収支計画を策定して経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、令和６年度から８年度の間、発行可能な「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設することが示された。

・　令和４年度までとされていた、地下鉄事業特例債制度※2及び所要の財政措置が令和９年度まで継続。元金償還に対して、全額を一般会計から繰入れる（地方交付税措置 45%）ため、収支改善の効果が見込める。

※２　一定期間内に発行した地下鉄事業債に係る支払利子相当額を対象として発行が認められるもの

・　地下鉄事業資本費負担緩和債※3の発行条件が緩和※4。これにより発行可能額が増加する見込みで、後年度の財政負担が平準化される。

※３　資金不足があり、経営健全化のために必要な努力を行っていると認められる団体が、地下鉄建設改良のための企業債に係る当該年度の支払利息相当額を限度として発行できる資金手当債

※４　「当該年度に増加が見込まれる資金不足の額を限度とする。」との発行条件が撤廃され、発行可能額が増加

・　令和４年度までとされていた、特別減収対策企業債※5が令和５年度も継続。

※５　新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足額の範囲で発行が認められるもの

○　令和５年 12 月に道路運送法施行規則が改正され、原則として国土交通大臣から上限運賃の認可を受ける必要があるバス運賃において、届出で設定が可能な運賃に「観光施設に直行・急行する路線バス」の運賃が追加された。これを受け、全国で初めて同制度を活用した「観光特急バス」の運行を令和６年６月から開始した。

○　令和５年 11 月に鉄道施設総合安全対策事業費補助の交付要綱が改正され電気設備の浸水対策が補助対象事業に加わったことにより、同補助に準じる地下高速鉄道整備事業費補助についても、変電所等の電気設備への浸水対策が新たに補助対象となった。

○　転落防止対策のための可動式ホーム柵整備に必要な財源について国の補助金を活用。
　地下鉄烏丸線４駅（平成 26 年 12 月烏丸御池駅、平成 27 年 10 月四条駅、同年 12 月京都駅、令和５年１月北大路駅）において供用開始。

【担当課（室）】
交通局　企画総務部　財務課（TEL075-863-5080）
交通局　企画総務部　企画調査課（TEL075-863-5105）
交通局　自動車部　　運輸課（TEL075-863-5132）
交通局　高速鉄道部　技術監理課（TEL075-863-5230）

自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決
【提案・要望】
○　標準準拠システム（国が策定する標準仕様に適合した情報システム）への移行に要する経費に対する補助金の早急かつ全額措置等を要望。

【成果】
○　令和５年度に引き続き令和６年度においても、国の補正予算により、補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の総額が増額された。
○　デジタル基盤改革支援基金総額
　令和５年度当初 1,825 億円→令和５年度補正後 6,988 億円→令和６年度補正後 7,182 億円
○　本市の補助上限額
　令和５年度当初 13 億円→令和５年度補正後 113 億円（暫定的に当面必要となる額のみの措置）　※令和６年度補正後の上限額は未定

【担当課（室）】
総合企画局　デジタル化戦略推進室（TEL075-222-3995）